

馬毛島基地（仮称）に急患搬送体制の整備を求める意見書

当県では、離島における救急患者について、夜間や悪天候により当県のドクターヘリや消防・防災ヘリの出動が困難な場合は、知事からの災害派遣要請に基づき、海上自衛隊第22航空隊鹿屋航空分遣隊又は陸上自衛隊第15旅団により搬送されてきたところである。

このうち、鹿屋航空分遣隊の救難ヘリUH-60Jについては、本年1月末までに全ての機体が除籍された上、同分遣隊も廃止されたところであるが、これまでの、同分遣隊による急患搬送実績は、昭和36年以来、令和5年1月までに2,600人に上っており、救難ヘリUH-60Jの除籍と同分遣隊の廃止は、当県における迅速な急患搬送に支障が出るおそれがあり、特に多くの離島を有する当県にとっては、大きな危惧を抱かざるを得ない問題である。

当県は、南北600kmの県土に28の有人離島を有しており、ひとたび離島で重症の患者が発生した際には、離島における医療体制の実情により、現地では治療困難な患者で、一刻も早く専門病院での手当てが必要である者に対して、島外の医療機関等への急患搬送が多々生じている。

国におかれては、同分遣隊廃止後の離島での急患搬送については、全自衛隊が共同して適切に対応していくこととし、宮崎県の新田原基地や熊本県の高遊原分屯地、沖縄県的那覇駐屯地に所在する部隊のほか、必要に応じ、鹿屋基地内にある教育航空隊も対応することとなっているが、従来の搬送体制と比較し、搬送に要する時間が長くなることが、懸念されるところである。

よって、当県離島での急患搬送については、県民の生命にかかわる重要な問題であることから、現在整備中の馬毛島基地（仮称）に急患空輸を担う部隊を配置し、離島からの迅速な急患搬送体制を充実するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月17日

鹿児島県議会議長 田之上 耕 三

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 殿
防衛大臣